

ID: 192

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金等の減免		
例規名 根拠条項	大河原町給水条例 第37条		
例規番号	平成10年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第37条及び大河原町給水条例施行規程第27条の規定による。</p> <p>(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)</p> <p>第37条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。</p> <p>(料金等の減免)</p> <p>第27条 条例第37条に規定する管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときとは、火災その他不測の災害等によって給水装置の一部が破損し、被害の一部を救済する必要があるときとする。</p> <p>2 料金の減免を受けようとする者は、料金等減免申請書(様式第15号)により管理者に申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日